

## 契約保証金免除に関するFAQ

(注) 基準額とは、契約保証金を計算したり、免除したりする際に基準とする金額を指します。

### 【基準額について】

Q1 今回の契約が単価契約の場合の基準額(注)は

⇒ 契約単価額に各予定数量を乗じた額の合計に消費税相当額を加えた金額を基準額とします。

【例】 (単価) 50,000 円の品を(予定数量) 20 個、(単価) 35,000 円の品を(予定数量) 10 個購入する契約の場合

$(50,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 個} + 35,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 個}) \times 1.1 = \underline{\text{(基準額) 1,485,000 円}}$

Q2 今回の契約が長期継続契約の場合の基準額(注)は

⇒ 執行予定額を1年(12月)当たりの額に換算した金額を基準額とします。

【例】 5年間(60月)の契約で執行予定額の総額が1,980,000円(税込み)の賃貸借契約の場合

$1,980,000 \text{ 円} \div 60 \text{ 月} \times 12 \text{ 月} = \underline{\text{(基準額) 396,000 円}}$

Q3 本契約が債務負担行為の場合の基準額(注)は

⇒ 契約金額満額を基準額とします。(1年当たりの額には換算しません。)

### 【履行実績として認める契約の相手先について】

Q4 国又は地方公共団体等とは

⇒ 国、都道府県、区市町村、一部事務組合、その他の地方公共団体を指します。財団、公社、公団、独立行政法人等との契約でも認める場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 【履行実績について】

### Q5 種類及び規模をほぼ同じくする契約とは

⇒ 契約金額が本契約の基準額(注)とほぼ同額以上で、且つ、同種の契約を対象とします。

※ 基準額の概ね70パーセント以上を目安にご申請ください。

本契約が物品購入の場合 … 物品の購入契約であれば、物品の種類は問いません。

本契約が物品の修繕の場合 … 物品の修繕契約であれば、物品の種類は問いません。

本契約が印刷の場合 … 印刷の契約であれば、印刷物の種類は問いません。

### Q6 過去2か年間に履行が完了したものとは

⇒ 本契約日が属する年度を基準とし、当該年度、前年度、前々年度中に履行が完了しているものとします。

⇒ 契約履行実績が長期継続契約の場合、契約日時点で履行中であっても、過去2か年間に概ね12月以上の履行が確認できる場合も、その期間を履行実績として認めます。(契約金額を履行が完了した期間に相当する額に換算したうえで確認します。)

(例) 契約期間60月、契約金額2,640,000円(税込み)の賃貸借契約で、過去2か年間に15月の履行が確認できる場合。

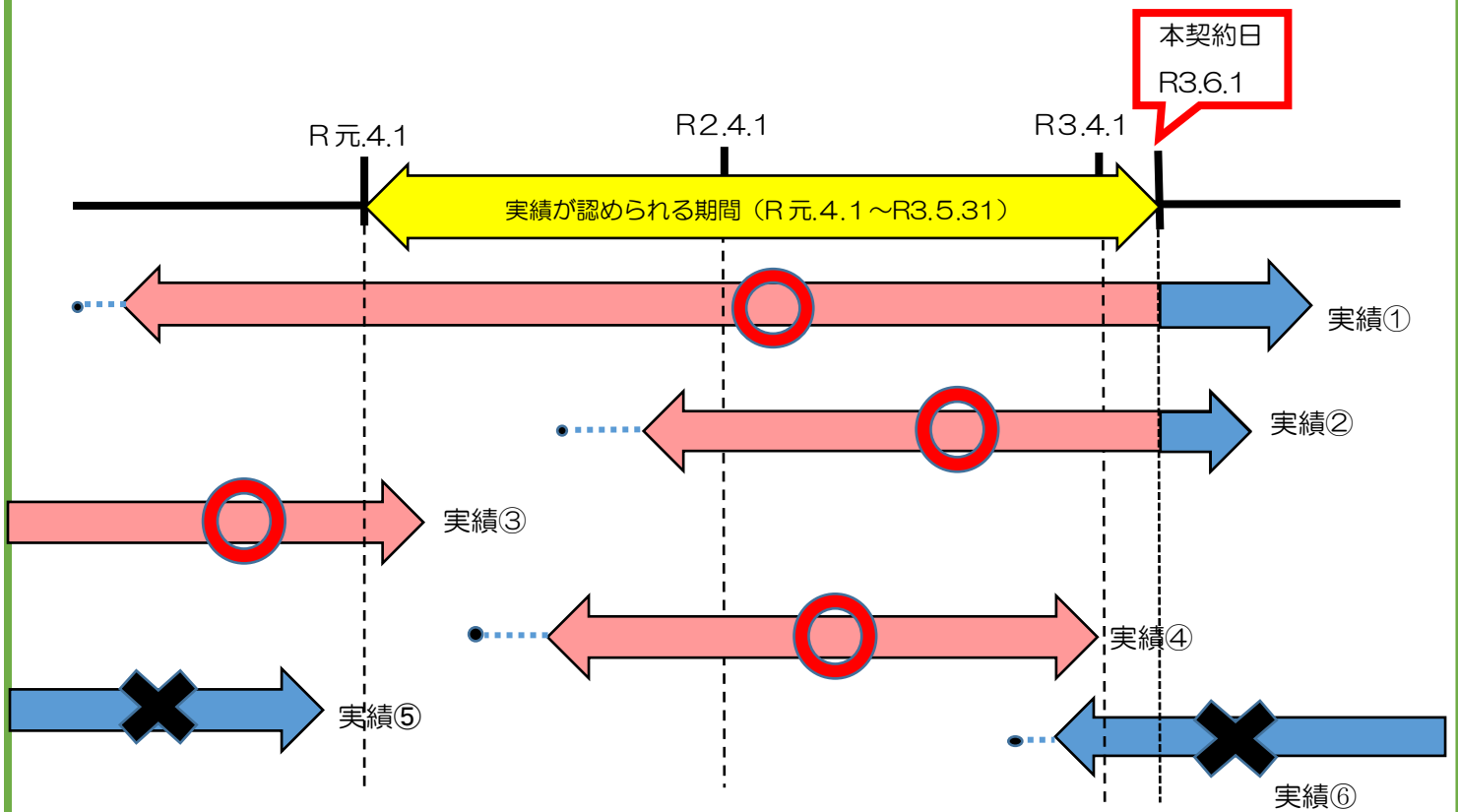
$$2,640,000 \text{ 円} \div 60 \text{ 月} \times 15 \text{ 月} = \underline{660,000 \text{ 円}}$$

※この算出額が基準額(注)とほぼ同額以上であるかを判断基準とします。

### Q7 契約履行実績が長期継続契約の場合は

⇒次ページの図を参照してください。

契約履行実績が長期継続契約の場合の例



( ● 契約日    ⇄ 審査対象の履行実績、    ⇄ 審査対象外の履行実績 )

実績①・② … 契約日 (R3.6.1) 現在履行中であるが、過去2年以内に既履行期間が12月以上認められるため、審査対象実績とします。

実績③・④ … 履行完了日が過去2年以内であるため、審査対象実績となります。

実績⑤ … 履行完了日が過去2年以上前であるため、審査対象実績になりません。

実績⑥ … 過去2年以内に既履行期間が12月以上認められないため、審査対象実績になりません。